

# 「学校安心ルール」(晴明丘小学校)

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを分かったうえで、自分で気を付けて行動することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校が行う指導や対応
基本的な約束こと		<ul style="list-style-type: none"> <li>・うそをつかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人に親切にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強する</li> </ul>
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業におくれてくる</li> <li>・授業中に私語（おしゃべり）が目立つ</li> <li>・学習や活動の際、自分勝手に行動する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちをからかったり、ひやかしたりする</li> <li>・友だちの物をかってにさわったり、使ったりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を素直に聞かない</li> <li>・指導を無視する</li> <li>・からかう、ひやかす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・自分の机等に落書きする</li> <li>・学校の物をかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・場合によっては家庭連絡</li> <li>・個別指導</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先生の話を聞かない</li> <li>・教室離脱をする</li> <li>・授業のじゃまをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間はずれにしたり無視したりする</li> <li>・悪口、かけ口を言う</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して反抗する</li> <li>・挑発的な態度をとる</li> <li>・バカにしたようなことを言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の物をこわす</li> <li>・夜中に出歩き徘徊する</li> <li>・金品のやりとりをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・複数の教職員による個別指導</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじゃまやカンニングをわざと繰り返す</li> <li>・学校をさぼって、校外で遊んでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いやがることを無理やりさせる</li> <li>・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども含まれる）</li> <li>・友だちの物をわざとこわしたり、すてたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・脅すようなことを言ったり、暴力をふるったりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>万引き・飲酒・喫煙など、法律に違反するようなことをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭連絡</li> <li>・必要に応じて、一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。</li> <li>・状況によっては個別指導教室を活用した指導</li> </ul>
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

※この「学校安心ルール」の内容は、教育振興基本計画に示しているスタンダードモデルをもとに作成したものです。

※学校は児童一人ひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行う指導や対応」については、あくまでも例示であり、状況や場合に応じて、学校の判断で対応します。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。